

令和4年度

---

町民税 特別徴収のしおり  
県民税

---

\*お願い\*

- 退職、転勤等の異動届書は早めに提出して下さるようお願いします。
- 税は翌月の10日までに納付して下さい。
- お問い合わせの際は、通知書に記載されている特別徴収義務者番号でご連絡下さい。

〒903-0220 沖縄県西原町字与那城 140 番地の1

西原町役場

税務課

TEL (098) 945-4729 (内線2301)

FAX (098) 911-7202

## つづりの内容

1. 特別徴収事務取扱要領…………… P 1～3
2. 町民税・県民税の計算方法…………… P 4～6
3. 退職手当等に係る町民税・県民税の所得割の特別徴収について…………… P 7～8
4. 特別徴収に係る個人住民税の納入書の作成要領…………… P 9～10
5. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書記入例…………… P11～13
6. 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（様式）…………… P14～15
7. 特別徴収義務者の住所・名称等変更届出書（様式）…………… P16
8. 特別徴収への切替申請書（様式）…………… P17
9. 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書 承認・取消（様式）…………… P18
10. ゆうちょ銀行郵便局を利用される場合（沖縄県外）…………… P19
11. 指定金融機関について…………… P20

## 同封書類

1. ①令和4年度 市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）  
②令和4年度 市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）…………… 各納税者に交付して下さい。
2. 個人町民税・県民税納入書（令和4年6月分～5年5月分）※納入書不要の報告があった場合は同封しておりません。

# 令和4年度 市町村民税・県民税特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者 殿

西原町長 崎 原 盛



地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに西原町税条例第45条の規定によって、あなたを令和4年度市町村民税・県民税の特別徴収義務者にご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙個人明細書のとおり通知いたしますので、徴収ならびに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「納税義務者への通知書」を交付した後に、納税者が通知書の特別徴収税額のうち給与所得以外の所得にかかる税額の全部または一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合においては、その旨を遅くとも6月30日までに申し出てください。また、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して、3箇月以内に市町村長に対して異議申立をすることができます。

# 令和4年度町民税・県民税特別徴収について

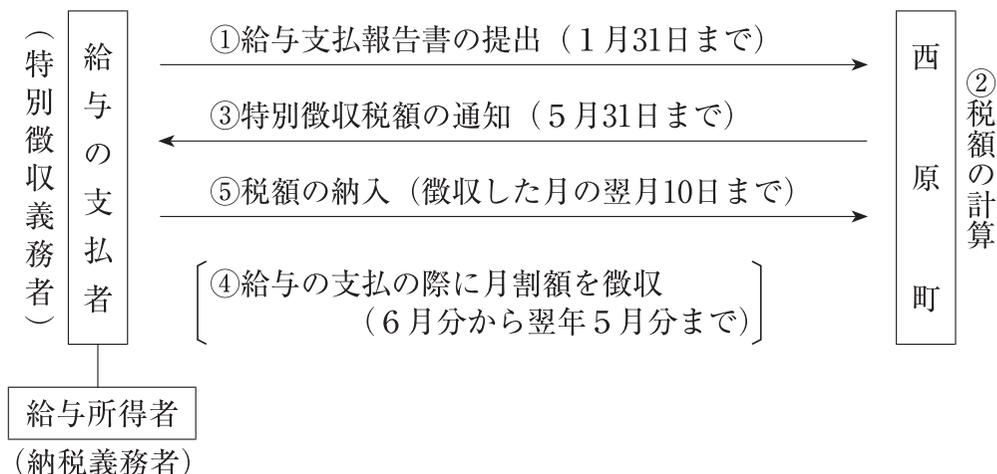
町民税・県民税の特別徴収事務につきましては、毎年格別の御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、本年度も町民税・県民税の特別徴収事務につきまして御協力を頂くことになりましたので令和4年度分の特別徴収関係書類を送付いたします。つきましては下記取扱要領にご留意の上よろしく取扱いいただきますようお願いいたします。

## 特別徴収事務取扱要領

### 1 町民税・県民税の特別徴収制度

町民税・県民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に給与の支払者（特別徴収義務者）が給与の支払いを行うときに、その支払う給与から受給者（納税義務者）町民税・県民税の月割額を差引徴収し、まとめて納入していただく制度をいいます。



### 2 特別徴収によって町民税・県民税を徴収される者

令和3年中に給与所得があり、かつ令和4年4月1日現在給与の支払を受けている者です。

※令和4年1月1日以降に退職した者が税額通知書に記載されている場合は早急に異動届（P14）を提出して下さい。

### 3 住民税が課税されない人

(ア) 前年中の所得金額が28万円×（扶養人数+1人）+10万円+16万8千円以下の人（被扶養者がいない場合は38万円以下の人）

(イ) 生活保護法によって生活扶助を受けている人

(ウ) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと204万4千円未満）であった人

### 4 月割額の徴収方法

同封の令和4年度町民税・県民税特別徴収税額表に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、6月以降に支払う給与から翌年の5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し翌月の10日までに納入してください。

## 5 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額に誤りがあったり、その他の理由で特別徴収税額を変更する場合には「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので変更後の月割額を徴収してください。

## 6 月割額の納入場所及び納期限

徴収された月割額は同封した「納税通知書」によって県内各金融機関、あるいはゆうちょ銀行・郵便局（県外）で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。

## 7 特別徴収税額の納期の特例

特別徴収義務者は、事業所等で給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を6月末日までに町長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

※令和3年度に納期の特例を受けている事業所については申請の必要はありません。ただし、以前に納期特例を受けていた場合は再度申請をして下さい。

(1) 6月分から11月分までは12月10日までに納入

(2) 12月分から5月分までは6月10日までに納入

## 8 月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、次のような割合で計算した延滞金を加算して徴収されます。

令和4年1月1日以後の割合

納期限後1か月以内……延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が7.3%を超える場合は、年7.3%の割合）

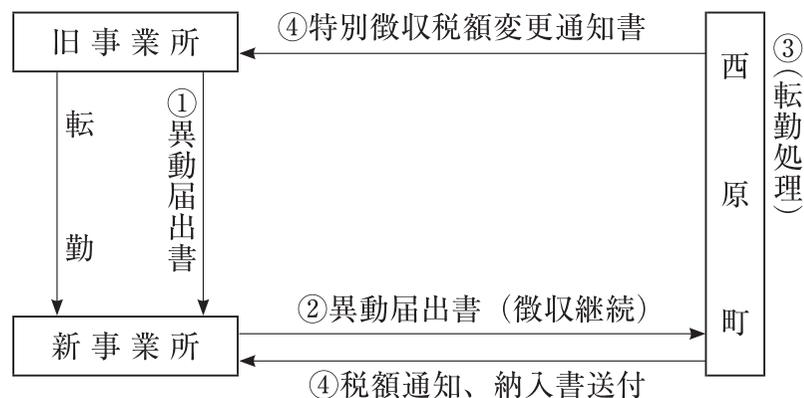
納期限後1か月以後……延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合

〈納税者が転勤又は退職等で異動した場合の手続等〉

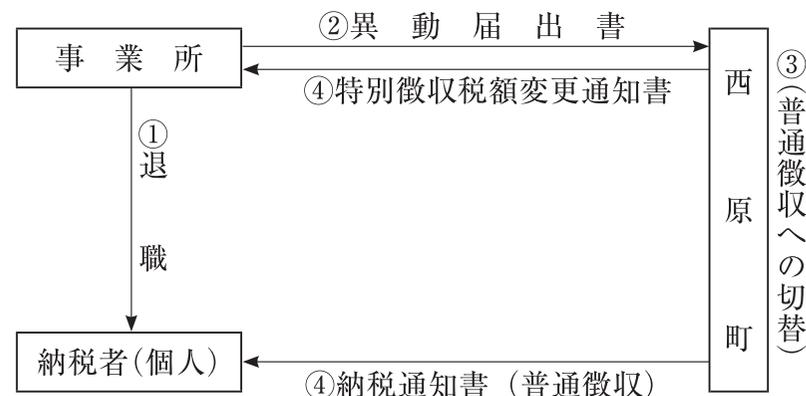
### 1 特別徴収に係る給与所得者異動届出書について

特別徴収の方法によって納税している人に転勤、退職等の異動があった場合、その事実の発生した月の翌月10日までに必ず異動届出書(P14)を提出して下さい。この異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税者の分まで特別徴収義務者の滞納となり、また納税者への納税通知書（普通徴収への切替分）の交付が遅れ納税義務者に迷惑をかけることとなります。特に転勤の場合は特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出をお願いします。なお転勤の場合はお手数ですが新勤務先へ月割額を前もって御連絡ください。

● 転 勤（特別徴収の継続）



● 退 職（普通徴収への切替）

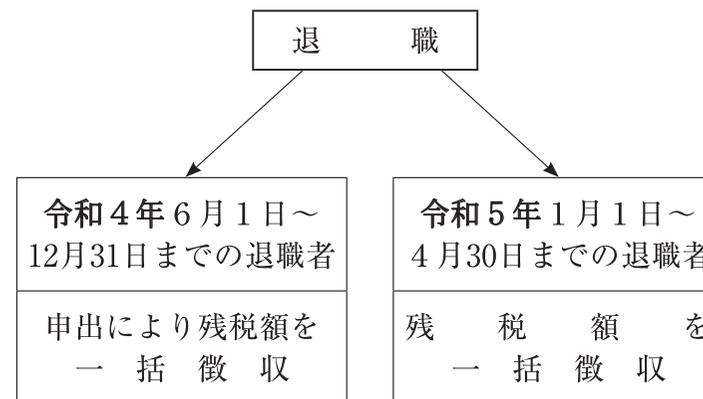


2 退職に伴う残税額の一括徴収について

特別徴収の方法によって納税している人が退職等により給与の支払を受けなくなった場合で下記の（１）又は（２）に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当等の支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。

（１）退職の日が令和4年6月1日から12月31日までのとき  
退職した給与所得者から一括徴収されたい旨の申出があり、かつ残税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合。

（２）退職の日が令和5年1月1日から4月30日までのとき  
令和5年5月31日までに残り税額を超える給与又は退職手当等が支払われる場合、本人の承諾がなくても一括徴収となります。



3 特別徴収義務者の住所、名称等変更があった場合

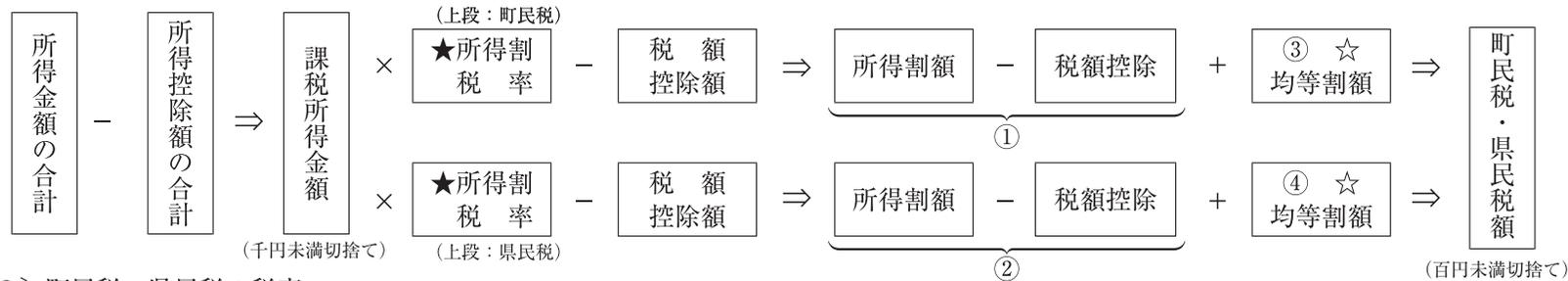
同封の特別徴収義務者住所、名称等変更事項を記入の上、税務課へ提出してください。

4 4月1日以降の就職者等の特別徴収

4月1日以降の就職者から特別徴収の申出があった場合、綴込みの「特別徴収への切替申請書（P17）」に必要事項を記入して税務課へ提出して下さい。

# 町民税・県民税の算出方法

〔1〕 令和4年度町民税・県民税は令和3年中の所得を基礎として算出し、その税額はいずれも「所得割額」と「均等割額」の合計額（下記の①～④を合計したもの）です。



〔2〕 町民税・県民税の税率

- ★町民税所得割 6%
- ★県民税所得割 4%
- ☆町民税均等割額 3,500円
- ☆県民税均等割額 1,500円

※東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から10年間、町・県民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されています。

〔3〕 所得控除額

**a. 扶養控除等の金額**

扶養控除	年少扶養(16歳未満)	控除なし
	一般	33万円
	老人	38万円
	特定同居老親等	45万円
同居特別障害の場合		45万円
除	一般	56万円
	老人	61万円
	特定同居老親等	68万円

**b. 本人控除等の金額**

障害者控除(特別障害者の場合)	26万円	30万円
寡婦控除	26万円	
ひとり親控除	30万円	
勤労学生控除	26万円	
基礎控除	合計所得金額	基礎控除
	2400万円以下	43万円
	2400万円超 2450万円以下	29万円
	2450万円超 2500万円以下	15万円
	2500万円超	適用外

**c. 配偶者特別控除**

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	33万円	22万円	11万円	
配偶者控除	一般	38万円	26万円	
	老人	38万円	13万円	
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	38万円超 85万円以下	33万円	22万円	11万円
	85万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

**d. 生命保険料控除額**

	支払金額	控除額
新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円
	32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円
約	56,000円超のとき	28,000円
旧契約	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
約	70,000円超のとき	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)  
 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

**e. 地震保険料控除額**

地震保険料	支払金額	控除金額
	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
	50,000円超のとき	25,000円
旧長期契約	支払金額	控除額
	5,000円以下のとき	全額
	5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 2,500円
	15,000円超のとき	10,000円

地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円

**g. 医療費控除額(限度額200万円)**

$$\left( \begin{array}{l} \text{支払った医療費の額} \\ - \text{保険金等による補てん額} \end{array} \right) - \left( \begin{array}{l} \text{総所得金額等の合計額} \times 5\% \text{または} \\ 10\text{万円のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right)$$

※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合  
 特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円(限度額8万8千円)

**h. 社会保険料控除額及び小規模企業共済等掛金控除額**

支払金額の全額  
 健康保険、国民・厚生年金、介護保険、共済組合など

**f. 雑損控除額**

- 下記の①②のいずれか多い方の金額
- ① (損失額 - 保険金等による補てん額) - (総所得金額等の合計額 × 10%)
  - ② 災害関連支出の金額 - 5万円

## 〔4〕税額控除

### ●調整控除

納税者本人の合計所得金額が2500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額

合計課税所得金額が200万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（道府県民税2%、市町村民税3%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額			
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超	950万円超	
障害者控除	普通	1万円			950万円以下	1,000万円以下		
	特別	10万円	配偶者控除		一般	5万円	4万円	2万円
	同居特別	22万円			老人	10万円	6万円	3万円
ひとり親控除	父	1万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円	
	母	5万円		50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円	
寡婦控除		1万円	扶養控除		一般	5万円	老人	10万円
勤労学生控除		1万円			特定	18万円	同居老親等	13万円

### ●寄附金控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の道府県民税は4%、市町村民税は6%に相当する金額

- 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
- 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
- 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
- 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

ただし1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の道府県民税は5分の2、市町村民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

### ●配当控除

配当控除額 = 配当所得 × 控除率

	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### ●税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和3年（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年）までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額  
ただし、居住年が平成26年から令和3年（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年）までであって、特定取得、特別特定取得に該当する場合には「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）

②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

町民税	3/5	県民税	2/5

### ●外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額。

## 〔5〕配当割額控除又は株式等譲渡所得割額控除額

区 分	町民税	県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3 / 5	2 / 5

# 町民税・県民税額の計算

## 例 1

支払給与総額	5,510,760円	
社会保険料控除額	675,547円	}
生命保険料控除額	35,000円	
配偶者控除額	330,000円	
扶養控除額	330,000円	
地震保険料控除額	4,000円	
基礎控除額	430,000円	
	計 <b>1,804,547円</b>	
	(所得控除合計金額)	

課税標準(合計課税所得金額)  
 5,510,760円の給与所得控除後の額………**3,966,400円**  
**3,966,400円** - **1,804,547円** = 2,161,853円 ÷ 2,161,000円  
 (総所得金額) (所得控除合計金額) (千円未満切り捨て) (課税標準額)

- ① **町民税所得割**  
 2,161,000円 ×  $\frac{6}{100}$  = 129,660円 ÷ 129,600円  
 (課税標準額) (税率) (百円未満切り捨て)
- ② **県民税所得割**  
 2,161,000円 ×  $\frac{4}{100}$  = 86,440円 ÷ 86,400円  
 (課税標準額) (税率) (百円未満切り捨て)

### ※調整控除の計算

合計課税所得金額が200万円超の場合  
 人的控除の差の合計 - (合計課税所得金額 - 200万)  
 150,000 - 161,000 = -11,000

※50,000円を下回る場合は50,000円

50,000円の5% (町民税3%、県民税2%) が調整控除となる  
 50,000 × 3% = 1,500      50,000 × 2% = 1,000

町民税所得割	- 調整控除	+ 町民税均等割		}	年税額218,500円
129,600	- 1,500	+ 3,500	= 131,600		
県民税所得割	- 調整控除	+ 県民税均等割			
86,400	- 1,000	+ 1,500	= 86,900		

特別徴収月割額算出 218,500 ÷ 12 = 18,208.33……円  
 (百円未満の端数は6月分に加算します)

6月分      18,300円  
 7月以降分      18,200円

なお、年税額が均等割のみの場合は6月分1回で納入となります。

## 退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収について

退職者に退職金等を支払われる場合は、所得税の源泉徴収と同時に、その退職金等に対する個人の町民税・県民税の税額（所得割額）を計算し、退職金等の支払金額から徴収して、納入してください。

この退職金等に係る個人の町民税・県民税の特別徴収の概要は、次のとおりです。

### 退職所得の課税の特例

#### 1 退職所得に係る町民税・県民税の特別徴収

退職金等に対する個人の町民税・県民税は、退職金等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職金等の支払者が自ら、その税額を計算し、その税額を退職金等から天引きして、退職者の退職手当の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村に納付していただくことになっております。

#### 2 特別徴収義務者

退職金等の支払をする者を特別徴収義務者とし、特別徴収義務者は、退職金等の支払する際に、その退職金等について退職所得に係る個人の町民税・県民税を徴収し納入しなければならないことになっています。

#### 3 納税義務者

退職所得に対する個人の町民税・県民税の納税義務者は、市町村内に住所を有する者で、退職金等の支払を受ける者です。

#### 4 課税市町村（納入すべき市町村）

退職金に係る町民税・県民税の課税は、退職金の支払を受ける者（退職者）の令和4年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職金等から徴収した個人の町民税・県民税は、退職者の1月1日の住所所在地の市町村に、納入していただくこととなります。（ただし令和5年1月1日以降退職する場合は令和5年1月1日現在の住所所在地の市町村です。その時には一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります）

#### 5 退職金等の権利確定日（支払を受けるべき日）

退職金等について支払を受けるべき日、すなわち、退職所得についての収入金額の権利の確定する時期は、原則として退職した日となりますが会社の役員等の退職金等で会社の定款、その他の定めにより、株主総会等の決議を要するものについては、その決議があった時によります。

## 6 退職所得の金額

(A) 役員等としての勤続年数が5年以下の人に対する退職所得のうち、役員等勤続年数に対応する退職手当等に係る退職所得の場合  
 退職所得の金額＝退職手当等の収入金額－退職所得控除額

(B) 役員等以外の人で、勤続年数が5年以下の人に対する退職所得の場合  
 ・退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合  
 退職所得の金額＝(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×2分の1  
 ・退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合  
 退職所得の金額＝150万円＋{退職手当等の収入金額－[300万円＋退職所得控除額]}

(C) 上の(A)(B)以外の退職所得の場合  
 退職所得の金額＝(退職手当等の収入金額－退職所得控除額)×2分の1

※退職所得の金額の計算では、1,000円未満の端数を切り捨てます。

※ここでの「役員等」とは次に掲げる人をいいます。

1. 法人税法第二条第十五号に規定する役員 2. 国会議員及び地方公共団体の議会の議員 3. 国家公務員及び地方公務員

## 7 退職所得の控除額

勤続年数	控 除 額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて計算します。  
 例) 22年9ヶ月 → 23年

## 8 特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得にかかる町民税・県民税の税額は、退職所得の金額に税率(町民税6%、県民税4%)を適用して計算しています。

令和4年1月1日以降に支払われる退職所得について

退職手当等 収入金額	－	退職所得 控除金額	=	退職所得控除後の 退職手当等の金額	×	2分の1	×	<table border="1"> <tr><th colspan="2">税 率</th></tr> <tr><td>町民税</td><td>6%</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>4%</td></tr> </table>	税 率		町民税	6%	県民税	4%	=	<table border="1"> <tr><th colspan="2">特別徴収すべき税額</th></tr> <tr><td>町民税</td><td></td></tr> <tr><td>県民税</td><td></td></tr> </table>	特別徴収すべき税額		町民税		県民税	
税 率																						
町民税	6%																					
県民税	4%																					
特別徴収すべき税額																						
町民税																						
県民税																						

例) 勤続年数24年2月、退職手当支払額14,223,632円の場合：退職所得控除額(25年として計算)→11,500,000

14,223,632	－	11,500,000	=	2,723,632	×	<table border="1"> <tr><th colspan="2">2分の1</th></tr> <tr><td>=</td><td></td></tr> <tr><td>1,361,000</td><td></td></tr> </table>	2分の1		=		1,361,000		×	<table border="1"> <tr><th colspan="2">税 率</th></tr> <tr><td>町民税</td><td>1,361,000円×6%＝81,600円</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>1,361,000円×4%＝54,400円</td></tr> </table>	税 率		町民税	1,361,000円×6%＝81,600円	県民税	1,361,000円×4%＝54,400円	=	<table border="1"> <tr><th colspan="2">特別徴収すべき税額</th></tr> <tr><td>町民税</td><td>81,600円</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>54,400円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>136,000円</td></tr> </table>	特別徴収すべき税額		町民税	81,600円	県民税	54,400円	合 計	136,000円
2分の1																														
=																														
1,361,000																														
税 率																														
町民税	1,361,000円×6%＝81,600円																													
県民税	1,361,000円×4%＝54,400円																													
特別徴収すべき税額																														
町民税	81,600円																													
県民税	54,400円																													
合 計	136,000円																													

(1,000円未満切り捨て)                      (100円未満切り捨て)                      (100円未満切り捨て)

## 9 納入書並びに納入申告書

- (1) 納入書は給与に係る納入済通知書と退職所得に係る納入金額欄とに分かれておりますので退職所得に係る分については必ず退職所得の納入金額欄に記入してください。
- (2) 納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので忘れずに必ず記入してください。

# OCR 処理用の特別徴収に係る個人住民税の納入書の作成要領

※当初送付の納入書には必要な項目が印字されていますので、納入額等に変更がない場合は、そのまま納付して下さい。変更等がある場合は作成要領(P10)に従って下さい。

## ①納入書の作成

沖縄県西原町 個人町民税 領収証書 ①  
個人県民税

市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 3 2 9 4	02010-0-960021	西原町役場
① 令和 年 月分	② 指定番号	③ 納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収) ④	退職所得分 ⑤
納期限 令和 年 月 日	延滞金	合計額
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 ⑥	領収日付 印	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

沖縄県西原町 個人町民税 納入書 ②  
個人県民税

市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 3 2 9 4	02010-0-960021	西原町役場
① 令和 年 月分	② 指定番号	③ 納入金額(1) 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (一括徴収) ④	退職所得分 ⑤
納期限 令和 年 月 日	延滞金	合計額
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 ⑥	領収日付 印	

上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)

沖縄県西原町 個人町民税 納入済通知書 ③  
個人県民税

市区町村コード	口座番号	加入者名
4 7 3 2 9 4	02010-0-960021	西原町役場
令和 年 月分	② 指定番号	③ 納入金額(1) 円
ID 算定期間 C/D	給与分 (一括徴収) ④	退職所得分 ⑤
コード 課税年度取内 C/D	延滞金	合計額
科目 詳細 年度分 納 C/D		
納期限 令和 年 月 日		
取りまとめ 福岡貯金事務センター 〒812-8794		
領収日付 印	(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 氏名 又は 名称 ⑥	納

上記のとおり通知します。(受付店→西原町指定金融機関→西原町) (西原町保管)

納入済通知書の納入金額欄にY記号は記入しないでください。

- ①には 課税年度、納入月を記入してください。
- ②には 町より通知のあった「指定番号」を記入してください。
- ③には 納入金額を記入して下さい。(納入金額を変更する場合は10ページを参照して下さい。)
- ④には 毎月個人から徴収した町民税、県民税の合計額を記入してください。(納入額が③で印字されている額と同じ場合には、記入する必要はありません) なお、退職により一括徴収した税額がある場合は上記金額と併せて合計金額を記入してください。
- ⑤には 退職者があり、町・県民税がかかるだけの退職金を支払ったときに、その町・県民税の合計額を記入してください。その場合納入通知書の裏(10ページ参照)の町民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。 なお、「町民税・県民税(退職所得分)納入申告書」には次のことを必ず記入してください。  
1. 納税者住所・氏名 2. 退職金の支払金額 3. 特別徴収した町民税額・県民税額 4. 勤続年数
- ⑥には 納めてくださる会社等の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。会社のゴム印でもかまいませんが、必ず3枚とも押してください。



異動届の書き方

《記入例》退職した時 ～普通徴収へ切替～

年割額		54,700円
月割額		
6月分	5,200円	西原商事で徴収済 10月分まで 金額23,200円
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	本人へ役場から 納税通知書を送付 未徴収額 31,500円
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	



給与支払報告 にかかると 給与所得者異動届出書  
特別徴収

西原町長 殿		令和 4 年 11 月 5 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒901-1111 西原町字〇〇〇〇〇番地	特別徴収義務者 指定番号 5000000	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
				フリガナ カブシキガイシャ ニシハラショウジ	所属 人事課					
				氏名又は名称 株式会社 西原商事	氏名 大城 花子					
				個人番号又は法人番号	電話 098-888-XXXX (内線 123)					
フリガナ	ニシハラ	タロウ	氏名	西原 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 54,700 円	(イ) 徴収済額 23,200 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 31,500 円	異動年月日 2022 年 10 月 31 日	異動の事由 1. 退職	異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)
生年月日	昭和 51 年 8 月 1 日		受給者番号	5516	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	2022 年 10 月 31 日	1. 退職	3. 特別徴収継続	
個人番号			1 月 1 日現在の住所	西原町字〇〇〇〇〇番地				2. 転職・長欠	2. 一括徴収	
異動後の住所			異動後の住所	同上				3. 合併・解散その他	3. 普通徴収 (本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合				新しい勤務先へは、月割額 円を 月分 (翌月 10 日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。						
特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	所在地	担当連絡先	所属	氏名	電話	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要
フリガナ										
氏名又は名称										
2. 一括徴収の場合				左記の一括徴収した税額は 月分 (翌月 10 日納入期限分) で納入します。						
理由	1. 異動が令和 4 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)							
	2. 異動が令和 4 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円							
3. 普通徴収の場合				現年度						
理由	1. 異動が令和 4 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため									
	2. 異動が令和 4 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため									
	3. 死亡による退職であるため									

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A4) (第十条関係)



異動届の書き方

《記入例》 転勤の場合

年割額		年税額 54,700円
6月分	5,200円	西原商事で 徴収済 10月分まで 金額23,200円
7月分	4,500円	
8月分	4,500円	
9月分	4,500円	
10月分	4,500円	
11月分	4,500円	那覇商事で 11月から 徴収 金額31,500円
12月分	4,500円	
1月分	4,500円	
2月分	4,500円	
3月分	4,500円	
4月分	4,500円	
5月分	4,500円	



給与支払報告 にかかると 特別徴収 にかかると 給与所得者異動届出書

西原町長 殿		令和 4 年 11 月 5 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒901-1111 西原町字〇〇〇〇〇番地	特別徴収義務者 指定番号 5000000	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度				
				フリガナ カブシキガイシャ ニシハラショウジ	所属 人事課					
				氏名又は名称 株式会社 西原商事	担連当者先 氏名 大城 花子					
				個人番号又は法人番号 13600000000000000000	電話 098-888-XXXX (内線 123)					
フリガナ	ニシハラ タロウ		氏名	西原 太郎	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 54,700 円	(イ) 徴収済額 23,200 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 31,500 円	異動年月日 2022 年 10 月 31 日	異動の事由 2. 転勤	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続
生年月日	昭和 51 年 8 月 1 日		個人番号							
受給者番号	5516		1月1日現在の住所	西原町字〇〇〇〇〇番地						
異動後の住所	同上									
1. 特別徴収継続の場合										
特別徴収義務者 指定番号	5000000		所在地	〒902-1111 那覇市久茂地〇〇〇	法人番号	836000000000000000		新しい勤務先へは、月割額 4,500 円を 11 月分 (翌月 10 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
フリガナ	カブシキガイシャ ナハショウジ		フリガナ	カブシキガイシャ ナハショウジ		担当者連絡先	総務部		受給者番号	
氏名又は名称	株式会社 那覇商事		氏名	那覇 一雄		電話	098-888-XXXX (内線 303)		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合										
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は <input type="checkbox"/> 月分 (翌月 10 日納入期限分) で 納入します。			
	<input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円					
3. 普通徴収の場合										
理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため						現年度		新年度	
	<input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため									
	<input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため									

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A4) (第十条関係)

# 給与支払報告 にかかると特別徴収 給与所得者異動届出書

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

西原町長 殿												令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地 〒				年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度							
フリガナ												フリガナ		フリガナ				特別徴収義務者 指定番号		所属									
氏名又は名称												氏名又は名称		氏名又は名称				担連 者先		氏名									
個人番号 又は 法人番号												個人番号 又は 法人番号		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰で記載				電話		内線 ( )									
給与所得者	フリガナ		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)				(イ) 徴収済額				(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)				異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名		氏 名																										
	生 年 月 日		昭・平・令 年 月 日																										
	個 人 番 号		個 人 番 号																										
	受 給 者 番 号		受 給 者 番 号																										
1 月 1 日 現在の住所		1 月 1 日 現在の住所		円				円				円				年		月		日		右から番号を記入		1. 退職 2. 転職 3. 休職・長期欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他		右から番号を記入		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異 動 後 の 住 所		異 動 後 の 住 所																											

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を												
新しい(特別徴収義務者)勤務先	特別徴収義務者 指定番号		(新規) 法人番号		担当者連絡先				所属				氏名		電話		内線 ( )		受 給 者 番 号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	
	所 在 地		所 在 地																					
	フリガナ		フリガナ																					
	氏名又は名称		氏名又は名称																					
新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を												_____ 月分 (翌月 10 日納入期限分) から												
徴収し、納入するよう連絡済みです。																								

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は				
理由	右から番号を記入		1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため				2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		_____ 月分 (翌月 10 日納入期限分) で	
											月 日		円			

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄		現年度		新年度	
理由	右から番号を記入		1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため				2. 異動が令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため				3. 死亡による退職であるため						

# 給与支払報告 にかかると特別徴収 給与所得者異動届出書

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

西原町長 殿												令和 年 月 日提出		(特別徴収義務者 給与支払者)		所在地 〒		フリガナ		氏名又は名称		個人番号 又は法人番号		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰で記載		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		特別徴収義務者 指定番号		所属		担連 当絡 者先		氏名		電話		内線 ( )	
給与所得者	フリガナ		氏名		生年月日		昭・平・令 年 月 日		個人番号		受給者番号		1月1日現在の住所		異動後の住所		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動 年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法												
	円		円		円		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日										
	月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日										
	月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日										
	月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日		月 年 日										

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。														
新しい 特別徴収 義務者	特別徴収義務者 指定番号		(新規) 法人番号		所在地 〒		フリガナ		氏名又は名称		担当者連絡先		所属		氏名		電話		受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	
	円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
	円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	
	円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円		円	

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		
理由	_____ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		_____ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		月 日		円		円	
	円		円		円		円		円		円		円	

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄		現年度		新年度	
理由	_____ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		_____ 2. 異動が令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		_____ 3. 死亡による退職であるため		円		円		円		円				
	円		円		円		円		円		円		円				





# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

										処 理 日			
										年 月 日			
西原町長 殿		特別徴収義務者	住所又は地							特別徴収義務者指定番号			
			氏名又は称							担 係			
年 月 日 提出			法人番号							担当者		氏名	
									電話番号				
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について										{ 1. 承認 2. 取消		を申請します。	
1. 特例の適用を受けようとする税額					年 月分 以降の特別徴収税額								
申請日前6ヶ月間の各月末の給与を受ける者の人員及び月の支払金額		年 月	人員	給与支払金額		年 月	人員	給与支払金額		年 月	人員	給与支払金額	
		年 月	人員	給与支払金額		年 月	人員	給与支払金額		年 月	人員	給与支払金額	
(注)・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月10日を納期限としています。 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる、相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。													
2. 納期の特例の適用を取消す事由													
(1) 給与の支払を受ける者が常時10人未満ではなくなった為 (2) その他 ( )													
(注) 特例の取消しの場合、その申し出の日の属する翌月10日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。													
3. その他													
(1) 町税の滞納の有無について ( 有 ・ 無 ) 有る場合、その理由・・・( )													
(2) 申請日前1年以内の納期の特例について その承認の取消しを受けたことが ( 有 ・ 無 )													

令和 年 月 日

御中

西原町長  
崎原盛秀



### 指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴店を当町の町・県  
民税（特別徴収税額）の払込みの取扱いをする銀行に指定しま  
したから通知します。

### 記

1. 口座番号 02010-0-960021
2. 加入者の名称 西原町役場
3. 取りまとめ局 福岡貯金事務センター（〒812-8794）

## ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合

所在地が沖縄県外の特別徴収義務者で、払込みの際ゆうちょ  
銀行・郵便局を利用される事業所は右の指定通知書に、提出  
年月日、ゆうちょ銀行・郵便局名を記入の上、6月分の払込み  
（7月10日まで）の際、納入書とともにゆうちょ銀行・郵便局  
へ提出してください。

切  
り  
取  
り  
線

## 町民税・県民税特別徴収に係る指定金融機関について

自動払込等による沖縄県西原町の指定金融機関は下記のとおりです。

■金融機関名／沖縄県農業協同組合 西原支店

■預金の種類／普通預金

■口座番号／0239651

■口座名義／西原町会計管理者  
(ニシハラチヨウカイケイカンリシヤ)